平成２２年（フ）第７号
高知県室戸市佐喜浜町1959番地１
債務者　坂口　四幸
１　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
福岡県久留米市小頭町６番地７　江口コーポ102号室
債務者　中尾ミチ子
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７６号
福岡県久留米市高良内町3729―１、住民票上の住所福岡県久留米市上津町1758番地３
債務者　山川　豊揮
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１６４号
福岡県田川郡福智町金田653番地６
債務者　坂本　明尚
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第２４号
福岡県田川郡福智町赤池470番地５
債務者　三上愛津砂
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第２７号
福岡県田川市大字伊田2739番地
債務者　小宮　光枝
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第５４５号
宮崎市下北方町平田903番地17　ダイアパレス神宮の杜２号館605号
債務者　坂上　奈美（旧姓小谷）
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５８８号
宮崎市大字小松847番地１
債務者　内藤　　勝
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６０３号
宮崎市大字芳士933番地　県営住宅３棟603号、前住所宮崎市大字芳士1077番地１　県住203―３
債務者　金丸　剛人
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６０４号
宮崎市大字芳士933番地　県営住宅３棟603号、前住所宮崎市大字芳士1077番地１　県住203―３
債務者　金丸　松子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７号
宮崎県都城市一万城町106号８番地
債務者　山田　春子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第３０号
宮崎県都城市都原町7304番地３
債務者　森山　　誠
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第３１号
宮崎県都城市都原町7304番地３
債務者　森山　陽子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第８２３号
鹿児島県鹿児島市光山１丁目15番29号カルム・シャンブールⅢ203号
債務者　笠井　祥子
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７１号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目40番11―701号
債務者　清水ひとみ
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８４号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目56番９号
債務者　五反田健哉
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９７号
鹿児島県いちき串木野市羽島3573番地４
債務者　濵本　清和
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係